

技能実習制度の実態と「改正」入管法

2019 年 8 月 3 日

愛知県労働組合総連合 前議長 樽松佐一

はじめに

先日の日曜日に愛労連の定期大会がありまして、10 年やった議長を退任をしました。今はコープあいちに戻って、高齢者の生活支援で現場の仕事をしています。

2007 年にベトナム人研修生が逃げてくる事件があり、それが初めての外国人でした。GW の休みに神奈川県労連から「ベトナム人が愛知から神奈川の教会に逃げて来た」と電話がありました。愛労連の先輩たちは「ベトナム人がトヨタにいじめられている」、「それは助けなきゃいけない」、ベトナム戦争の話にもなって盛り上がり「これは愛労連が救わなきゃいけない」ということになりました。「誰がやるんですか」と聞くと「それは事務局長(当時)」と言われ、以来外国人の支援をしています。

今日のタイトルは「技能実習制度の実態と『改正』入管法」ですが、当時は外国人研修生と言われていました。「中国人は 300 円、ベトナム人は 400 円」という営業が出回っていて、それは研修制度での不正ですが労働基準法違反にはなりませんでした。そういう事件を入管に告発していきました。

2009 年に入管法が改正され、2010 年 7 月から技能実習制度になりました。一番の特徴は 1 年目から労働基準法が適用されるようになったことです。この後しばらくは相談が減っていたのですが、5 年ほど前から事態が変わってきています。

就労外国人の現状と推移

図 1 (左) の円グラフを見て頂くと、中国人、ブラジル人、ペルー人など以前から多かった外国人から、この 5 年間はぐっと変わって、ベトナム人が今一番多くなっています。外国人労働者の数もこの 5 年間に 70 万人から 140 万人に倍増しました。5 年間でそんなに変わるのかと言うぐらい変わっています。静岡のコンビニは今どうなっていますか？。コンビニは技能実習法の職種に入っていないからほとんどが留学生です。ネパール人やインドネシア人がいます。

図 1 (右) の棒グラフを見て頂くとわかりますが、外国人労働者の数は東京の右側の高い山が愛知県です。その左隣が静岡県です。愛知県では技能実習生が 1/3、日系人が 1/3、それから留学生です。静岡県は派遣労働者が多いのが特徴です。

それから図 2 は在留資格別の人数です。「身分に基づく在留資格」とは戦中から日本にいる永住者や日系人などの定住者です。「資格外活動」は主に留学生です。留学生なのに厚生労働省は労働者にカウントしています。それから「特定活動」と「専門分野」の技術者です。愛知県にはトヨタがありますから技術者が多く、トヨタの本社には中国人が 1,000 人くらいエンジニアとして入っていますし、系列にはベトナム人エンジニアもたくさんいます。エンジニアの場合は家族を連れてくることができますので子供も多く、日本語教育を必要とする子供の数は、愛知県は東京都の 3 倍です。港区にある九番団地は外国人が半分くらいですが、九番保育園には 11 ヶ国語の子供がいます。給食は豚肉がダメ、牛肉がダメとか、いろいろな問題があり、保育園はとっても大変です。

日系人は 4 世まではずっと日本にすることができますし、3 世までは家族を連れてくることもできます。働く条件に関してなんら制限がありません。学生は資格外活動として週 28 時間までという基準があります。もともとは 4 大、短大を留学生としていましたが、今は専修学校、つまり日本語学校も留学ビザに変えて 28 時間働けるようにしました。法律上は週 28 時間までですが、なかには 60 時間くらい働く「留学生」もいます。アマゾンの夜間の仕

分けコースでは8割が外国人と聞きました。名古屋駅前や岐阜県の大垣駅から工場直行バスがでています。

図3は職種別の技能実習生ですが、これもこの5年間に大きく変化しました。一番左の平成19年(2007年)で多いのは自動車(機械・金属関係)と繊維・被服関係です。研修制度が始まった90年代は繊維・被服関係が大半で県別には一番:岐阜、二番:茨城でした。これが2000年代に入ると、自動車のコスト引き下げが強まり、下請け企業が外国人研修生を使うようになりました。07年ころには機械・金属関係が多くなり一番:愛知、二番:広島、三番:岐阜、四番:静岡という時期がありました。トヨタ、マツダ、スズキです。その後リーマンショックによって自動車関係が落ちますが、今は回復しています。

それがこの5年間は大きく変わります。急激に伸びているのが食品製造関係です。以前は調理したり加工するのはいいですが、セットするのはダメでした。今はそれが許可されたので、弁当などパック詰めが増えています。生協でもコープさっぽろは100人単位で入れていますし、全国の大きな生協では食品関係のバックヤードに外国人が入っています。それから、もう一つ急激に伸びているのが建設関係です。東日本の震災復興から始まった人手不足が、この5年はオリンピック需要で首都圏中心に建設実習生が増えています。それから農業も増えています。繊維・被服関係は減っていますが全体ではこの5年間で2倍になり、増えるのと同時に働いている場所が大きく変わっています。

技能実習制度とは

技能実習制度についての簡単な説明(図4)です。普通、労働者は会社と二者の契約です。中間に介在すると労基法が禁じる中間搾取になります。今は派遣という例外がありますが、法律上は直接雇用が原則です。ところが技能実習生の場合は、これがなかなか難しいです。労働者(技能実習生)はまず母国の「送り出し機関」を通らなければいけません。その「送り出し機関」は日本の会社に派遣するのではなくて、日本の「監理団体」を通して企業に派遣します。4者の契約だという所がポイントです。

この「監理団体」は「非営利」組織ということになっていますが、実際は外国人を受け入れることを専門に設立された事業協同組合が大半です。多業種で雑多な、とにかく外国人を入れるだけの事業協同組合が届け出をして、1年経てば自由に外国人を受け入れることができる制度になっていました。静岡県内だけで活動する場合は県に届出ます。県をまたぐ場合は国に出します。「監理団体」は、住居と通訳を保証することになっています。実習生たちが自分でアパートを借りることは難しいからです。監理団体が認めなければ、実習生は会社を変わることができません。日系人など派遣社員は嫌になったら会社を辞めることができますが、実習生は3年間ずっと縛られたままです。どうしても嫌な場合は帰国するか逃げるしかありません。国は逃げると在留資格を消失させるようにしました。これを失踪者と言っています。

建前ですが技能実習制度は「日本の優れた技術を海外に移転する」「国際貢献活動」ということになっています。そのため「非営利」でやることになっています。しかし実際にはあちこちでピンハネが行われています。実習生たちが「送り出し機関」に登録する前にも職業紹介業者とか、書類代行業者、日本語を勉強する機関があり100万円くらい払っていると言われています。ベトナムのひと月の平均所得は3万円程度ですから、30ヶ月、年収の2年から3年分くらい借金してきています。日本では2010年の入管法改正で失踪防止のための保証金は禁止になりました。しかしベトナム政府は30万円まで認めています。さらにそれ以外の手数料など100万円くらいかかっているのが実態です。それから「監理団体」は非営利でなければなりません、金儲けのしやすい制度になっています。例えば毎月1万円を送り出し監理費として企業からもらう契約をします。経費なので非営利です。ところが1万円請

求させておいてベトナムに行った時に 5 千円返せということをやるわけです。これがキックバックです。外国人を紹介するブローカーに紹介料を払ってこれを経費に上乗せすることもあります。

岐阜の事例

実際、日本でどんなことが起きているかというと、これは 3 年前から相次いだ岐阜アパレルの事件です。通常の時間は最低賃金ですが残業は 1 時間 500 円です。1 ヶ月に 100 時間くらい残業します。500 円で 100 時間ですから 5 万円です。毎月 5 万円ずつ返していけば、先ほどの借金 100 万円は 1 年余でチャラになります。ここでは実習生がサボらないように監視カメラを付けていました。

ある日実習生が過労で倒れて、救急車を呼びました。救急車を呼んだことで社長が「お騒がせしました」と近所に菓子折りを持ってまわりました。その 5 千円を「実習生の給料から引いておく」、さらに「救急車で病院について行った人の給料もカットする」という相談がありました。実習生が採った録音で社長は「救急車なんか呼んだらみんなびっくりする。新聞に書いてある。ベトナム人は悪いことをするって」と言っていました。しかし残業代 500 円の方が労働基準法違反で刑事罰のつく犯罪です。労基署にこの録音を証拠として提出しました。ところが社長は「これは俺の声じゃない」と言いました。そこで監督官と声紋鑑定をしようかと話をしている最中に、会社側の弁護士が来て「これは、あんたの声じゃないか」といいしぶしぶ違反を認めました。その結果会社は倒産し、実習生は国の立て替え払い制度で不払い賃金半年分の 8 割だけをもらって帰国しました。ところがその後破産管財人の弁護士が隠し財産をみつけてくれ、1 人 80 万円ほどをベトナムに送金することができました。もともとは実習生が働いた賃金とはいえ、ベトナムの貨幣価値としては 10 倍くらいになるので、とても喜ばれました。

新たな「技能実習法」

こんな事件が続き 2016 年春からの技能実習法＝「新法」（図 5）審議でも岐阜アパレルの事件を取り上げてもらいました。「新法」では法務省と厚労省、2 省共管の「外国人技能実習機構」という専門機関ができました。東京に本部があって、全国 13 の地方事務所・支所があります。静岡県の場合は名古屋に事務所があって、東海 4 県を 100 人くらいで担当しています。そのうち指導課は 30 人で、静岡で事件があるときは 1 日がかりになります。

旧法で監理団体が届出制だったものを「新法」では許可制にしました。許可は東京の機構本部がやることになり、全国に 3,000 から 4,000 ある監理団体が東京で書類審査を受けることになりました。

これまでも労基法違反は本人申告ができましたが、入管法には申告権がありませんでした。そのため「情報提供」という形で不正を告発してきましたが、「新法」では実習生に申告権ができました。労働基準法以外の、例えば働いている職種が違ふとか、パスポートを取られたということは、技能実習法違反となり、刑事罰が付きましました。逃げないようにパスポートや在留カード、貯金通帳を預かると半年以下の懲役です。さらにこの申告は弁護士でなくても代理人になることができます。ですから「榎松さんに委任します」と紙に書いて機構に出せば、後は全部私がやれます。委任状、申告書は全部ベトナム語で大丈夫です。ベトナム語で出すと機構や労基署から「榎松さん、これ何て書いてあるんですか？」と問い合わせが来ます。日本語訳をつけると喜ばれます。

成立後 1 年の 2017 年 11 月に「技能実習法」が施行されました。この詳細を定めた運用要領は 400 ページあり、とても細かく決まっています。ピンハネが続いた家賃のことも細かく書いてあります。アパートの場合は家賃が決まっており実費が明快です。しかし会社が所有

している寮の場合は、これまで実費の基準がなかったので、3万円取っても、4万円取っても不正になりませんでした。「新法」では自己所有の場合の実費に含まれるのは、建設・増改築の費用、耐用年数、技能実習生の人数、これしかありません。以前の事件で会社は「前に溝をつくったのでここに金がかかった」とか言っていましたが、そんなものは入りません。

罰則もたくさんつくられました。旅券の保管や私生活の自由を不当に制限する行為、例えば日曜日に友達の所に泊まりに行ってはいけないとか、携帯電話を持たせないとか、こういうことにも刑事罰が付いています。こんな画期的な法律が2017年11月から施行されました。

ところが施行直前に大量の駆け込み申請を認めたものですから、実際には2018年2月くらいまでに入国した実習生はそれから1年間は旧法適用となりました。施行以前から日本にいる実習生もビザ更新までは「新法」が適用されませんでした。在留カードを見ただけではどちらが適用かわからないため、機構に訴えると「旧法なので入管へ」と言われたり、入管に行ったら「機構に行って」と言われました。同じ職場に新法適用と旧法適用の実習生が混在し、実習生全員に適用されるようになったのはつい最近です。

縫製業の産業構造的問題

残業代500円問題は圧倒的に縫製業です。これには事情があります。最低賃金が2008年から上がり始め、一時間20円でも月二百時間で4千円、月給は10年で4万円あがっています。ところが縫製工賃は「この10年間ほとんど上がっていない」と社長から聞きました。

これを国会で追及し、経済産業省に調査をさせたのが図6のグラフです。これを見ると、「最低賃金の引き上げに伴う取引単価の引き上げ状況」、このうち最低賃金に見合う単価の引き上げがあった会社は全国で2割、岐阜では1割です。9割は最低賃金引き上げに見合う縫製工賃が払われていません。先日も国会で「調査から2年経ったけれどどうだ」と質問してもらいました。「やや改善されたという回答がわずかに増えました」というのが経産省の答弁です。

婦人服の縫製工賃は価格の約12%ですから売値5,000円の服でせいぜい600円です。それを100円か200円値上げしても、5,100円か、5,200円になるくらいです。そういうことを消費者にもっと知ってもらう必要があります。

次の彼女の場合は、2016年5月に来て、初めての給料を6月にもらったら、家賃2万1千円のはずが3万1千円引かれていました。実習生が「契約書と違う」と言ったら、「お前の契約書を寄せ」と赤鉛筆でピッと消して3万1千円に直しました。そういう会社です。このアパートは会社が経営しているもので、ほとんどの部屋が4万5千円ですが、実習生のいる部屋だけが4㎡広いだけで家賃10万5千円になっていました。労基署も調査に入りましたが、家賃は労基法にないので指導できませんでした。昨年から1年以上にわたって入管と交渉していますが、「必ず調査は致します」と返事はいいけれどいまだに調査に入っていません。これは諦めずに引き続き、しぶとくやっていきます。

縫製業者は最賃引き上げの分を残業代と家賃のピンハネでやり繰りしていたのです。

失踪者急増の原因は建設業と農業、パワハラ・暴力も

図7の写真は赤旗日曜版に出た産廃処分の会社です。日本語があまり上手ではなかった実習生に腹をたてた社長がショベルカーをぶつけて、鎖骨骨折で2ヶ月入院という事件です。入院先からこの写真が送られてきた時には一体何事かと思いました。SNSにはベトナム語で「助けてください」と書いてありました。

このほかにも建設業では暴力事件が多くなっています。それで逃げる実習生が多いのです。ところが国土交通省と交渉したら、「そのような統計はありません」と言われました。しかしこの交渉から2ヶ月後、法務省が失踪者の職種別統計を始めました。それまでの失踪届け

になかった職種欄を作ったのです。その結果建設業が失踪者の36%を占め、失踪率は全体の2倍でした。農業も17%で、建設と農業で失踪率が高いことが明らかになりました。また建設業の場合は雨が降ったら仕事が休み、年末年始は仕事がないため手取りが2万5千円ということがありました。公共工事では予算の関係で4月は仕事が少なく、6月や年度末には土木工事が増えます。ゼネコンから何人出せと言われたときに「はい」と手を挙げられるように実習生をキープしています。ある関係者は「日本人はすぐ逃げる。こいつら逃げられないから、入札の時にすぐ手を挙げられる。」と言っていました。これも失踪の原因でもあるわけです。昨年末の国会でも失踪者が毎年千人ずつ増えていることが問題になり、そこでも建設業と農業に問題があることを取り上げてもらいました。

新法施行後も続く不正

技能実習法施行後、2018年1月から19年6月に愛労連で受け付けた相談は55件（図8）です。私は基本的にスマホでSNSを活用しています。「kurematu san desuka」とくると「ハイ」とこたえ、「じっしゅうせい？」ときくと、「ハイ」と来ます。「ざいりゅうカード」とかくと在留カードを送ってきます。必ず本人確認を行うためです。カードの住所をグーグルで調べて、「かいしゃ？」と確認します。困っていることを聞くときは「もんだい？」でいいです。こんな日本語で通じます。実習生の問題だとわかったら、あとは「ベトナムご　くわしく　かいて」、そうするとベトナム語で説明が送られて来ます。これを登録している通訳に転送すると、次の日の朝には日本語になって帰ってくるというパターンです。必要な時には通訳も含めた3者でやりとりを行います。証拠はすべて実習生が揃えます。残業代だったら残業の記録を送らせて、所轄の労基署に郵送します。こんな形で労基署に直送りしたものが23件です。入管とか機構には、在留資格によりますが、旧法の実習生の場合は入管に情報提供、新法の場合は機構への申告という形で38件くらいやっています。中味は残業代の不払いが23件です。暴力や失踪もあります。今は他の製造業も増えていますし、全国から来ています。

実態もわからぬのに新たな外国人労働者制度

技能実習法は長い経過措置があって、実習生全員が適用になるのには2019年2月くらいまでかかりました。ところがまだ新法に実効性があるのかどうかもわからない2018年6月に新しい外国人受け入れ制度（出入国管理法改正案）が閣議決定され、その年11月に国会に提出。先ほどの技能実習法の時は、閣議決定から2年後に国会提出、春と秋の国会審議で11月に成立しても施行までにはさらに1年をかけました。ところが今回の「特定技能」は、6月に閣議決定、11月から1ヶ月の審議で採決、翌年の4月から施行という、超ウルトラ手抜きで作りました。国会に出された法案はスカスカで100ページほどの法案の80ページくらいは、入国管理局を入国在留管理庁にするという文字の書き換えです。

国会では法案はほとんど審議されずに実習生問題ばかりでした。実習生の失踪届けをコピーさせてくれないので、国会議員が全部手で写してきました。国は当初「逃げるのはより高い賃金を求めて」という説明をしていました。確かにこれは事実です。九州の人は福岡へ、東海地方の人は名古屋へ逃げてくる。名古屋から九州へ逃げていくということはありません。確かに高い方へ逃げていくわけです。しかし、その中にはかなりひどい不正があったということもわかってきました。殴られたとかあまりに仕事がひどいということがありました。

この3月にもベトナム人女性が長野県から逃げてきました。この会社は金属加工の会社ですが、社長が趣味でペットショップをやっています。会社に出勤する前の朝8時くらいから鳥に餌をやって、それから会社に行きます。その給料は払われません。しかもこの社長は60歳くらいですが、ベトナム人の若い女性と結婚し、赤ちゃんが生まれたばかりでした。とこ

ろが嫁さんに逃げられたため実習生たちを社長の家に住まわせて、料理とか掃除をやらせています。実習生が見せた動画で社長は掃除が汚いと怒鳴りまくっています。「ベトナムに帰れ」と怒鳴られて逃げてきました。そういうものも失踪者の中にはあるわけです。

先ほどとおなじ産廃業で、溶接の仕事できたのに手分けの作業ばかりやらされたという相談がありました。鉄を吸い上げるのは機械がやりますが、そのほか手で分ける作業を実習生にやらせていました。しかし産廃の仕分けというのは技能実習職種にはありません。建設業のなかでも産廃と解体は問題が山積です。

このように技能実習法ができて、現場が改善されるのかどうか、見極めないうちに、次の特定技能の制度ができてしまいました。

「改正」入管法の内容

「改正」入管法では新しい在留資格（図9）ができました。特定技能1号、2号と言います。介護、ビルクリーニング、素形材産業等14分野あります。一番の特徴はこれまでの技能実習制度は国際貢献なので人手不足を理由に募集することは禁止されていました。今回は人手不足の産業が堂々と募集することができるようになりました。

図10にあるように「特定技能」外国人に対する必要な支援の内容が決まっています。アパートの世話をしなさいとか、在留資格の手続きの世話をしなさいとか、帰国する時にどうしてもお金がない場合には会社が負担しなさいとか支援が求められます。各企業が外国人の世話ができれば受け入れができます。しかし中小企業では入管手続きなどできないので、これを登録支援機関に業務委託することで受け入れられます。これが曲者です。「登録支援機関」は実習制度の監理団体がやることが多いです。問題はこの登録という所です。監理団体は表向きは非営利組織ですが、実態は派遣会社とたいしてかわりません。今度から堂々と営利目的で自由に支援料金を決められます。許可のための審査はなく、書類の届出で登録できるようになりました。登録条件は外国人を受け入れた経験くらいしかなくて、極端なはなし自ら暴力団と言わなければ、登録できます。

こんなに急いで「改正」入管法を作った一番の理由は、「技能実習制度は罰則だらけで面倒くさい」、「もっと自由に儲けさせてほしい」という経済界の要求で作ったのが実態だと思います。

外国人受け入れ策疑問だらけ

外国人を受け入れる特定産業分野（14分野）は、とにかく日本人が来ない所です。生産性の向上とか条件をつけていますが、結局は人手不足対策です。

今回の特定技能外国人は企業を変わることができます。「日本人と同等」と言っても実際は最低賃金に毛が生えた程度で、地方と都会では大きな差があります。地方で採用して「日本に入れてやった」のに「こんな会社は嫌」と首都圏に行ってしまう恐れがあります。それで自民党があわてて全労連を呼んで、全国一律最賃制が必要ではないかという検討を始めました。

また技能実習介護では日本語の基準を決めていたのが、どんどん緩められています。そこに今度は特定技能「介護」で日本語をまともに話せない外国人が入ってきます。介護が単純労働とみられると日本人がますます来なくなる心配があります。

外国人労働問題の本質は何か

どうしてこんな制度がいきなり出てきたかという一番は参議院選挙です。安倍首相としては参議院選挙の前に「中小企業のみなさん、人手不足対策として、自民党は実際に決定し、

実行しています。」と言いたかったのでしょう。これが訳も分からず4月に施行された一番の理由です。

図11に手数料の実態という図があります。本質は国際人材ビジネスの金儲けです。先ほども話がありました。フィリピンは海外移住労働による外貨収入がGDPの20%を超えました。フィリピンでは英語が共通語ですのでサウジアラビアなど英語圏に出稼ぎに行っています。フィリピンのナース資格があればカナダではそのまま介護で働ことができます。ここにいまベトナムが追いつこうとしています。ベトナムもGDPの1割を超えました。日本で実習3年が終わったら、今度はオーストラリアで働くというベトナム人もいます。

アジアでは海外人材派遣が一つの主要産業になってきています。竹中平蔵のように国際的な人材ビジネスがこれを支配しています。先ほど5千円のキックバックを紹介しましたが、千人送れば1ヶ月で500万円の不労所得です。農業、水産業、建設業など人手不足のところはこの人材ビジネスの営業が入ってきますので、どういうところがくるか、よく見ておく必要があると思います。

アジアのみなさんと友達に

それではどうするか。そんな難しいことはなかなかできないと思うかもしれませんが、そんなことはありません。まずひとり、外国人と友達になればいいのです。どこの国の人でもいいです。コンビニで「どこの国？」と聞けば仲良くなれます。ひとり外国人と仲良くなると、外国人も普通の人だということがわかります。「今年は暑いね、ベトナムと比べてどっちが暑い？」と聞くと、「日本の方が暑いです」とか「名古屋の方が暑いです」とか言われます。子供を残してきているお母さんも多いですから、子供の写真を見せてもらって「子供元気？」とか話をします。なぜ子供を残して日本に来ているのか、そんな話もできると思います。

私たちは労働法については一定の知識があるので、あとは通訳できる人がいれば相談活動もできます。HPに手引きをつくってあります。この秋には「誰でもできる外国人実習生支援」というガイドブックを作って売れたらいいなと思っています。ぜひご協力をお願いします。ありがとうございました。